

# 播備作国境地帯の関東系所領

## ―赤松円心拳兵の前提―

前田 徹

### はじめに

筆者は以前、播磨国竹万<sup>ちくま</sup>荘の伝領過程を検討する中から、播磨・備前・美作国境地帯における所領状況について、鎌倉幕府勢力との関係に注目して整理を進めることが、赤松円心の倒幕拳兵の前提を考える上で有益ではないかとの見通しを示したことがある。<sup>(註1)</sup> 本稿ではこれを受けて、鎌倉後期における播備作国境地帯の所領状況を検討しながら、倒幕拳兵前において、播磨赤松氏などこの地域の在来系勢力が置かれていた状況の一端を考えてみたい。

赤松円心拳兵の背景として鎌倉幕府勢力との関連性に注目する視角については、すでに寛雅博士<sup>(註2)</sup>が、赤松円心の拳兵が関東御領のただ中で発生している点を重視すべきとする議論を提起していた。また同じころ、水野恭一郎氏も『岡山県史』の通史叙述<sup>(註3)</sup>の中で、山陽道諸国における倒幕拳兵の広がり<sup>(註4)</sup>の背景として、平家没官領跡地頭など関東系勢力の入部が盛んであったこの地域において、専制化した幕府体制が、地域に入部していた一般御家人層に対する抑圧的傾向を強めるとともに、関東系勢力の入部によって所領を失っていた在来系勢力の反発も強まっていたことなどを指摘していた。いずれも

三〇年ほど前に提起されていた視角であるが、その後荘郷地頭制や御家人制に関する研究は大きく進展している。<sup>(註4)</sup> こうした研究の進展をも踏まえながら、今日なおあらためて検討を深めてみる必要もあるのではないか。本稿では、播備作国境地帯の事例に即して、この視角からの検討を具体化するための基礎作業を進めてみたい。

また、こうした作業は、西日本の地域社会において鎌倉幕府体制がどのような意味を持っていたかを推し量る作業の一例にもなろうかと考えている。鎌倉幕府勢力の所領としては、將軍の所領である関東御領が代表的なものといえよう。関東御領については、石井進氏、寛氏によって検討が進められ、近年は清水亮氏の研究など鎌倉後期における幕府による全国支配の展開と合わせての検討が進められるようになっていく。<sup>(註5)</sup>

ただし、本稿の問題意識から導かれるその所領の分布状況の検討といった視点から見ると、個別所領の検出作業のレベルを含めて、いまだなお事例研究の蓄積自体を進める必要も残されているのではないか。かつての一国レベルの荘園制研究においても、鎌倉後半の所領状況の検討については議論の主たる射程の外になっていた地域も多いように見受けられる。小稿では、こうした論点も念頭に置きながら作業を進めてみたい。

そこでまず、これまでの先行研究をもとに関東御領の概要をまとめておきたい。関東御領とは、狭義では「鎌倉殿を本所・領家とする荘園・公領<sup>(註6)</sup>」と定義されてきている。その起源は、頼朝に与えられた東国行政権や平家没官領などに由来するものが多数を占めるとみられる。したがって、ひとくちに関東御領といっても、保持する所職は様々であり、領家職や預所職のレベルが一般的であるものの、地頭職のみで所見する事例もある。また、本来本家であった存在が消滅してしまい、鎌倉将軍が事実上の本所になってしまう所領も少なくなかったとみられる。こうした関東御領は、とくに将軍が領家職など上位の所職を保持している場合は、その下の地頭職などの所職を、御家人一般や、あるいは女房、近臣公家衆などに分与する形をとることが一般的であった。

また、承久の乱では後鳥羽上皇やその周辺の女院らが知行していた荘園群が大量に幕府方に没収されることとなった。これらはおおむね本家の地位を院・女院らが保持し、彼らに近仕する公家衆が預所職などの諸職を保持する荘園群であり、その多くは直後に女院らに返却されている。こうした公家政権側への所領返還は平家没官領などでもみられる。しかし、返却された後も、こうした荘園群には幕府に潜在的な進退権が留保されていると認識されていた。関東御領研究では、こうした幕府の潜在的進退権が留保されている所領も、将軍が直接知行している所領とは区別しつつ、広い意味での関東御領として扱ってきた。

さらに、鎌倉後期になると関東御領には大きな変化がみられた。まず、関東御領が事実上の得宗領・北条一門領になっていく現象が指摘されている。またこの中には、さらに六波羅探題・鎮西探題や各国守護など、幕府の支配機構構成員に分与されていく所領もあり、鎌倉後期の関東御領は、単なる将

軍の直轄領ではなく、幕府の支配諸機構全体を支える所領に転化していくことが指摘されている。

さらに、近年では鎌倉後期においては、とくに訴訟関連の史料を中心に、地頭設置所領など広く御家人が知行する所領の大部分を「関東御領」と呼ぶ用例が一般化していくことも指摘されている。こうした用例の広がりや、幕府の国家的機能の拡大や、西国御家人を中心とした御家人からの所領保護要求に促されて生まれたものと論じられている。

このように、関東御領の定義には狭義と広義とがあり、近年は広義の定義の幅がより広がってきている状況にある。たしかに、一般御家人の地頭職等についても、本領安堵を除けば、平家没官や承久没官領、あるいは謀叛人跡などの形で、一旦将軍・幕府が処分権を入手してから、御恩として給付したものが多くを占めると予想され、こうした広義の定義にも相当の妥当性があると考えられる。また先に述べた本稿の視角からみても、狭義の将軍の直轄領としての関東御領を追うのみでは十分な視野が得られないことが予想される。このため本稿では、近年指摘されている最も広義の用例を踏まえながら、関東系御家人が知行していた地頭職などの所職をも含めて作業を進めてみたい。

ただし、近年指摘されている最広義の用例は、そのこと自体が幕府体制の深化を示すなど、その意義は重要であるものの、訴訟の際のレトリックや、国家体制上の概念としての側面が強く看取される。本稿の問題意識からは、荘園支配の実態的側面を重視したいのであるが、これとはやや異質な側面を表現する用例との感も受ける。また、狭義の関東御領との区別を意識しておくことも必要であろう。このため本稿では、それぞれの荘園公領の所領支配の実質において、関東系勢力が優位を占めたとみられる所領全般を、こ

なれない用語ではあるがひとまず「関東系所領」と呼ぶこととして、狭義の関東御領と合わせてその検出作業を進めてみたい。

## 一 播磨国佐用荘

まずは、赤松氏の先祖である宇野一族が盤踞していた西播の佐用荘についてみていく。佐用荘が関東御領であることは寛氏(寛)以来の定説となっており、まずはこの点を確認しながら、佐用荘のあり方についてやや具体的にみていきたい。

佐用荘は、地図1に示したように極めて広大な荘園で、周辺の一般的な荘園とは次元の異なる面積を持つ所領である。九条家文書など現存する関係史料をもとにとりまとめられた地名辞典類の成果をもとに概観すると、佐用郡を中核としているものの、赤松氏が名字の地とした南端の赤松村（上郡町赤松・苔縄付近）は赤穂郡に含まれ、北東方面の千草村（宍粟市千種町）、土万村（宍粟市山崎町土万から佐用町上・中・下三河付近）、菅野村（宍粟市山崎町青木付近）は宍粟郡である。また、中核部となる佐用郡については、東部の船曳荘（佐用町乃井野付近）、宇野荘（佐用町米田付近）など別の荘園となっていた部分を除く大部分を占拠していた。

このように佐用荘は、佐用・赤穂・宍粟の三郡にまたがる播磨随一の大荘園であり、郡三つに及ぶ点は全国的にみてもやや珍しい部類に属する巨大荘園といえる。河川の流域としてみると、上郡町赤松地区以北の千種川水系中上流域の大部分を占拠しており、単なる荘園ではなく地域社会とみた方がよい規模を有している。

佐用荘の内部は全部で一〇程度の単位に分けられていたことがうかがえる。これらは、史料によって表記にゆらぎがあるものの、「〇〇方」や、「〇

〇村」、「〇〇郷」などと呼ばれている。これらの「方」や「村」、「郷」など（以下、「方」「村」で代表させる）は、分布からみておおむね十世紀の和名抄にみえる郷の単位に相当する規模を持つと判断できる。立荘前の国衙領段階の郷レベルの単位をもとに、荘内単位として設定されたものと考えられる。したがって、これ自体が一般的な荘園としてみても大規模な部類に入る大きさである。西播の山間部を流れる千種川は、支流の佐用川・志文川とともに、流域に多数の小さな盆地を形成しており、荘内の「方」「村」は概ねこの小盆地ごとに設定されていた。

さて、こうした広大な佐用荘であるが、その立荘時期を示す史料には恵まれない。一国の縁辺部をほぼ全面的に占拠する巨大さからみて、平氏全盛期の後白河院政期の成立とみるのがもつとも素直であろう。しかし現在のところその確証を得ることは難しい。もつとも古い史料は、承久の乱によって幕府に没収され、幕府が將軍藤原頼経の実家である九条家へ、この所領の贈与の意思を伝えた承久三年（一二二二）の北条義時奉書案である。

### 史料一 北条義時奉書案

(端裏書)  
「□□□案□□□事」

尾張国大具社 元卿二品家沙汰

丹波国和久庄 元信久

播磨国佐用荘 元坊門大納言家

以上三箇所、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御領<sub>一</sub>候、有<sub>二</sub>領家<sub>一</sub>之所々於<sub>二</sub>御辺<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>便候、此所々者、無<sub>二</sub>其儀<sub>一</sub>候、且<sub>不<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>別地頭<sub>一</sub>、一向被<sub>二</sub>献上<sub>一</sub>候也、後白河院法華堂・最勝四天王院寺領者、御沙汰不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>憚候、兼又国々守護人各為<sub>二</sub>存知<sub>一</sub>、直被<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>候了、此上可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>成<sub>二</sub>下政所<sub>一</sub>下文<sub>一</sub>候由所<sub>レ</sub>候也、便</sub>



地図1 播磨国佐用荘とその周辺

※□囲みが佐用荘内の「村」 基図：国土地理院電子地形図 20 万「姫路」

宜之時、以「此旨」可「令」披露「給」上候、義時恐惶謹言、

(二三二)  
承久三

八月廿二日

(北条)  
陸奥守義時 上 在裏判

進上 土佐守殿

この史料の冒頭に上げられた三箇所の所領がこの時幕府から九条家へ譲与された所領である。佐用荘の下には「元坊門大納言家」と注記されており、乱の直前には後鳥羽院の近臣であり、前將軍実朝の妻の兄でもあった坊門忠信が所職を知行していたことがわかる。

また、本文の傍線部では、これらの荘園には「領家」は存在せず、また幕府も地頭を補任することはせず、全体を献上している。この史料の「領家」とは、やや後年の「領家職」に相当するような本家から補任される地位ではなく、九条家の上位に立って荘務権を行使してしまうような存在という程度の意味でとらえるべきであろう。幕府は、上位者がおらず、地頭も補任しない所領として、これら三荘を九条家が所職体系上の最上位で支配でき、かつ幕府方も介入しない所領として譲与すると伝えているのである。

さて、このように考えると、もとの「領家」は承久の乱で敗北した側の人物であったはずである。九条家より上位になりそうな存在がいなくなったという点からみて、その地位は後鳥羽院が保持していたと判断してよいであろう。傍線部に続けて、「後白河院法華堂・最勝四天王院寺領者、御沙汰不可有<sub>レ</sub>憚候」とある。冒頭にあげられた三荘のいずれがあたるかは不明であるが、これらの荘園は、後白河院の菩提を弔う法華堂や、後鳥羽自身が建立した御願寺である最勝四天王院領などとして、後鳥羽が本家の地位を管領していたものであり、佐用荘については坊門忠信が預所職に補任されていたといった領有のあり方が推察できる。幕府はここでみた後鳥羽院・坊門忠信

が保持する所職を没収したことになり、一旦は本家と預所の権限双方を手に入れたことになる。

幕府はこうした佐用荘を九条家に贈与した。すでに寛氏が指摘するとおり、これは一円所領の贈与であり、また破格の大荘であることは、將軍の実家への相応の敬意を示しているといえよう。しかしその後、摂家將軍の頼経・頼嗣父子は北条氏との権力闘争に敗れ、連動して京都でも頼経父の九条道家が失脚の末に病没してしまう。こうした政治情勢の変化にともなって、建長三年(一二五二)に幕府は道家嫡孫の九条忠家から佐用荘の知行を回収した。<sup>(註10)</sup>幕府が潜在的進退権を留保していた所領の一例である。

これ以後は幕府方の人物が知行する所領として推移したと考えられる。建武政権成立直後の、元弘三年(一一三三)七月二四日付け後醍醐天皇綸旨<sup>(註11)</sup>では、佐用荘領家職の管領が九条家に認められており、これは幕府方が保持していた所職が没収され、そのうち領家職が以前の由緒をもとに九条家に与えられたものと理解できる。また、地頭職は周知のとおり赤松円心に恩賞として与えられており、これも同年八月二八日付け後醍醐天皇綸旨案で裏付けられる。円心は幕府方の所領となっていた佐用荘全体の権益の中から、地頭職を獲得したと考えられるのである。

こうした鎌倉後期の佐用荘の知行状況をうかがわせる史料としては二点が残されている。まず、青蓮院に伝わる台密系の記録集成である『門葉記』<sup>(註12)</sup>により、弘安八年(一二八五)には、執権北条貞時が祈祷の恩賞として僧侶に佐用荘内の土万郷を寄進していることがわかる。

## 史料二 『門葉記』第七十 冥道供七 関東冥道供現行記のうち

(弘安八年)  
同十二月五日、於「相州亭」被<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>之、

依<sup>二</sup>度々御祈<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>勸賞<sup>一</sup>播磨国土万、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>之、  
支物一万足、

(権僧正源惠)  
阿闍梨 同

ここでは、鎌倉勝長寿院別当で下野日光山座主も兼務する権僧正源惠に対して、貞時亭における修法の後、これまでの度々の祈禱に対する恩賞として土万が与えられたと記されている。源惠はかつての摂家将軍九条頼経の息子で、後に天台座主にもなる。平雅行氏は、当時の鎌倉山門派の中心人物であるとともに、東国仏教界全体においても重要な位置を占める僧侶であること(註14)を明らかにしている。

この時貞時は一四歳、実際はこの直前に発生していた霜月騒動を主導した平頼綱が貞時の家政をも主導していた。「依<sup>二</sup>度々御祈<sup>一</sup>」とあるが、『門葉記』の引用部より前の記述には、この年二月の貞時亭での祈禱や、霜月騒動直前の十一月四日に、おそらく頼綱の依頼で行われた祈禱などが記載されている。とくに十一月四日のものには、わざわざ「城奥州禪門誅討之時也、御高名珍重々々」とまで記される。平氏は源惠と頼綱一族の親密な関係性を指摘しており、この土万の寄進は、事実上は十一月一七日の霜月騒動に勝利した頼綱から源惠への報償であったと判断してよいであろう。なお、数ある所領の中からあえて土万が選ばれている。ここにかつて幕府が九条家に贈与していた佐用荘の一部であったことへの配慮を読み取るのがち過ぎであろうか。

いずれにせよ、こうした経緯からみると、この土万の寄進は、貞時や頼綱に対する祈禱の報償と理解できる。したがって、幕府からの寄進とみるよりは、頼綱の後見下にある貞時が、得宗としての自らの所領を寄進したものと判断する方が妥当であろう。このころ佐用荘の少なくとも一部は、北条得宗家が所領の処分権を持つ所領になっていたことがうかがえるのである。

さらに、この後佐用荘は六波羅探題の所領になっていったことが指摘されてきている。元亨三年(一一三三)七月四日付けの六波羅下知状写(註15)により確認しておこう。

### 史料三 六波羅下知状写

美作国八塔寺衆徒円範与播磨国佐与庄太田方給主小串三郎左衛門尉範行相論、押<sup>レ</sup>領当寺領一里内一由事

右、就<sup>二</sup>円範之訴<sup>一</sup>、番<sup>二</sup>一問一答<sup>一</sup>訴陳<sup>二</sup>之間、召<sup>二</sup>決両方引付座<sup>一</sup>之処、  
円範者、則当寺者播磨・美作・備前三州峯、道鏡法皇建立之地也、而右  
大将家御代元暦元年、以下自<sup>二</sup>寺中<sup>一</sup>四方一里内上御寄附以来、為<sup>二</sup>將軍  
家御祈禱所<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>四方一里内<sup>一</sup>者、寺家進退之条、任<sup>二</sup>元暦元年<sup>一</sup>・承久  
三年・正安元年御懸札、並嘉元二年九月廿日六波羅御下知、文保元年七  
月廿三日式部掃部助殿御去状<sup>一</sup>、美作国江見庄・備前国藤野保・播磨国  
竹間於<sup>二</sup>庄三方<sup>一</sup>者、寺務無<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>也<sup>云</sup>、就<sup>レ</sup>之、如<sup>二</sup>去年七月二日範行  
代行円請文<sup>一</sup>者、美作国八塔寺衆徒円範申、播磨国佐用庄太田方御代官  
背<sup>二</sup>御懸札等旨<sup>一</sup>、押<sup>レ</sup>領寺中四方一里内<sup>一</sup>云、此条無<sup>二</sup>跡形<sup>一</sup>不実候、其  
故者、当寺与太田方堺不<sup>二</sup>相交<sup>一</sup>之上者、争可<sup>レ</sup>構<sup>二</sup>押領<sup>一</sup>哉旨陳<sup>レ</sup>之者、  
如<sup>二</sup>円範所進嘉元二年九月廿日御下知状<sup>一</sup>者、任<sup>二</sup>元暦<sup>一</sup>・承久<sup>一</sup>・正安懸札  
旨、可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>寺務<sup>一</sup>之条炳焉之上、寺領与太田方堺不<sup>二</sup>相交<sup>一</sup>之間、不<sup>二</sup>押  
領<sup>一</sup>之由令<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>行円<sup>一</sup>之上者、円範可<sup>レ</sup>預<sup>二</sup>裁許<sup>一</sup>旨、所<sup>レ</sup>申非<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>其謂<sup>一</sup>  
歟、然則任<sup>二</sup>御懸札並御下知等<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>寺中一里内<sup>一</sup>者、可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>寺務<sup>一</sup>之状、  
下知如<sup>レ</sup>件、

(一一三三)  
元亨三年七月四日

(當葉範貞)  
左近将監平朝臣在判

この史料は、六波羅探題北方の常葉流北条範貞が、美作国八塔寺（備前市）と播磨国佐用荘太田方給主小串範行との堺相論を裁許したものである。

底本自体が後世の写しであるため若干の誤記もみられるが、「佐用荘太田方給主」として小串範行がみえる。太田方は現在の佐用町円光寺・久崎付近を中心とする佐用荘内の「方」・「村」である。

この史料で太田方給主としてみえる小串範行については寛氏や伊藤邦彦氏の詳論がある。彼は当時播磨国の守護代でもあった。さらに、裁許を下した探題北方常葉範貞は、範行が仕える主君であった。探題北方の範貞は、播磨守護職をも兼任しており、範行の播磨守護代職は範貞から補任されたものであった。また、範行は探題範貞のもとで検断頭人も務めており、探題の最有力被官として在京して探題を支える立場の人物であった。こうした両者の関係性からみて、佐用荘内太田方の給主も範貞から与えられたものであり、範貞は佐用荘をも知行していたと推定されてきたのである。

ただし、この史料一点のみから、佐用荘全体が範貞の所領となっていたと断定するのはやや飛躍を含む感もある。ここでは全体が範貞領になっていたかについては、蓋然性は十分に考えられるものの、確証を得ることは難しいとおきたい。しかし、少なくとも太田方は範貞の所領であったことは認めべきであろう。鎌倉末期の佐用荘は、少なくともその一部が播磨守護を兼ねる六波羅探題北方の所領となっており、その被官が給主に補任される所領となっていたのである。

このように、佐用荘は、九条家からの回収後は幕府方勢力の所領となり、少なくともその一部は得宗や六波羅探題が知行するなど、支配の実態上では北条一門の強い影響下に置かれていたと考えられる。従来の諸研究にならって、鎌倉後期に北条氏領となっていた関東御領の一事例として理解しておきたい。

## 二 西播磨の関東系所領

さて、こうした佐用荘のように、幕府方勢力の強い影響力がうかがえる所領はもとより全国各地に多数展開していた。本稿では、地頭職を関東系の御家人が保持する所領を含めて、こうした幕府方の強い影響下にあったと判断できる所領全体を、ひとまず関東系所領と呼ぶこととするが、こうした関東系所領は、播磨でも多数が確認できる。しかし、その中でも佐用荘の周辺となる西播磨・東備前・東美作は、関東系所領がかなり目立つ地域なのである。以下、地名辞典類や、『講座日本荘園史』、関係する自治体史など、一国レベルでこの地域の所領構成が概観できるこれまでの成果を踏まえながら、この地域における関東系所領の検出作業を進めてみたい。

まず、以前に拙稿で論じた佐用荘の南に隣接する竹万荘（上郡町西部）がある。竹万荘の立荘の時期はつまびらかにできないが、承久没官となった王家領の一つで、乱後幕府からあらためて修明門院（後鳥羽妃）に安堵された所領であった。先にみたように、こうした所領は関東が潜在的な進退権を保持していた。將軍自身が所職を知行していた時期があったかは不明であるが、関東御領の定義を広くとれば、それに該当することとなる。

さらに、修明門院が知行していた本家の地位より下のレベルの所職に注目すると、関東系の人物の影が色濃くみえる。いずれも一次史料ではなく伝承レベルの史料であるが、南北朝時代に成立した播磨の歴史書『峯相記』に記された伝承などからは、弘安八年（一二八五）の霜月騒動のころ安達泰盛本人もしくはその一族が竹万荘の何らかの所職を知行していたことがうかがえる。

また、近代地誌には、竹万荘故地内の大聖寺城（上郡町船坂）は、桓武天



地図2 播備作国境地帯の関東系所領  
 ※ゴシック体：関東系と判明する所領、細破線～郡境



上郡町船坂 西方寺跡石造宝塔（兵庫県指定文化財）

皇の後胤を名乗り、「義」の字を通字とする三浦姓の一族が城主であったとの伝承も記録されている。

さらに、こうした伝承の裏付けになるかとみられる遺物が竹万荘故地に現存する。大聖寺城跡の東麓にある西方寺跡には、良質の造形美をみせる鎌倉後期の石造宝塔が残されている。宝塔には銘文が刻まれており、現在では摩滅して判読が難しいものの、永仁六年（一二九八）に「平朝臣」なる人物の十三回忌供養

のために造立されたものであることがわかる。「平朝臣」が没したのは一二八六年となり、霜月騒動の翌年に没していることになる。この「平朝臣」は、三浦一族の居住伝承とよく合致する。いうまでもなく三浦氏は板東八平氏の一つである。この宝塔は、霜月騒動の直後のころ、竹万荘に所職を保持していた三浦氏一族の誰かの供養塔である可能性が高いとみられるのである。

さて、前稿での調べはここまでであったが、その後関連する史料に気づいた。嘉元四年（一一三〇）十一月の関東下知状<sup>(註22)</sup>である。この史料では、矢野莊公文職などをめぐる公文寺田法念と地頭代海老名季継の相論にあたって、大多和彦次郎義基が海老名季継の六波羅への参上を求める両使の一人となっていることがわかる。大多和氏は三浦氏の分家の一つである。

この史料に大多和義基がみえることは、『赤穂郡史』が伝える「義」字を通字とする三浦一族が居住していたとする伝承とも整合的である。竹万荘の三浦氏は、大多和を名字とする一族であったとみておきたい。<sup>(註23)</sup>永仁六年銘の西方寺跡石造宝塔は、義基の父か祖父の十三回忌を供養するものであったのではないか。

さらに、金沢文庫関連文書の中には、元徳二年（一一三〇）に、金沢貞顕から六波羅探題として在任中の子息貞将への伝言を、京都へ帰る「竹万庄沙汰人」が言付かっていることがわかる史料がある。<sup>(註24)</sup>このほかの金沢文庫関連文書の中にも竹万荘の地頭の存在を示す文書があり、鎌倉最末期の竹万荘は、金沢流北条氏の所領となっていた可能性が高いと指摘されている。<sup>(註25)</sup>

ただし、金沢北条氏は霜月騒動で顕時が一旦失脚しており、平禅門の乱後になって政治的地位を回復していた。竹万荘が金沢氏領になるのは、顕時の復権以後のこととみるのが自然であろう。また、金沢北条氏とは別に「地頭」や「沙汰人」が存在しており、金沢北条氏が保持した所職は、領家職か預所職に相当するものと判断できる。また、このようにみると、大多和三浦氏の所職が地頭職だったかと推察できるのではないか。

このように、竹万荘には安達・三浦・金沢北条といった関東系の勢力とのつながりを示す史料が多数残されている。彼らが竹万荘の何らかの所職を保持していたことはほぼ明らかといえよう。将軍が直接知行している狭義の関東御領に相当するかどうかは不明確であるが、幕府方勢力が支配の実質や上位の権限を掌握している状況は十分にうかがえ、関東の影響力が強い荘園とみなすことができるのである。

このほか、赤穂郡でみると南端の坂越荘は上野国出身御家人の飽間氏が地頭であった。<sup>(註26)</sup>また、東部の矢野荘は、鎌倉初期に地頭として相模国出身の海老名氏が入部し、鎌倉期を通じて下司の矢野氏や公文の寺田氏を圧迫しながら

ら支配を強めていたことがよく知られている。<sup>(註27)</sup>

さらに、宍粟郡の三方西には地頭として武蔵国出身の中村氏がいた。<sup>(註28)</sup> 中村氏は、三方西では在来系領主の公文安積氏と併存していたようである。<sup>(註29)</sup> また、揖西郡南部も平家没官領などに由来する関東系所領地帯であったことが知られている。揖西郡南部の関東系地頭としては、下揖保荘の越前島津氏や、小犬丸保・布施郷の岩間氏などがいた。<sup>(註30)</sup> このほか、揖東郡の海岸部を占拠する福井荘は、梶原景時跡所領で、地頭は景時が滅亡した正治二年(一一二〇)から駿河出身の御家人吉川氏であった。しかし鎌倉後期には吉川氏の地頭職は東半分にあたる東保のみとなり、西保は六波羅探題も務めた大仏流北条維貞の所領になっていた。幕府滅亡時には「維貞跡」と把握されている。<sup>(註31)</sup>

### 三 東備前の関東系所領

ついで備前国東部を概観してみよう。まず、近年苅米一志氏によって関東御領としての姿が明確にされた新田荘・新田新荘がある。その荘域は佐用荘ほどではないもののやはり広大で、現在の備前市南半の大部分から和気町南部にかけて広がっていた。平家没官領に由来する所領で、鎌倉中期には得宗被官が預所職や地頭職を知行していたとみられ、鎌倉末期には少弐氏一族かとも推察される得宗被官の地頭藤原氏が荘内所職を集積するなど支配を強めていたことが明らかにされている。<sup>(註32)</sup> これも北条氏領となっていた関東御領の一例といえる。

また、古代山陽道が通過していた旧三石町・旧吉永町から和気町にかけての金剛川流域の河谷には、三石保・吉永保・藤野保があった。このうち三石保については、円心拳兵時の地頭が伊豆国伊東一族の伊東大和九郎宣祐であった。<sup>(註33)</sup> また、元弘元年(一一三三)と同三年の河内楠木正成を討つために

派遣された幕府勢の中に、「伊東大和入道」がみえる。彼はこのころの伊東氏当主祐宗に比定されているが、三石保の大和九郎宣祐は、祐宗の庶子であったとみられている。<sup>(註34)</sup> あるいは宣祐は祐宗が保持する地頭職の代官であった可能性も考えられよう。いずれにせよ、鎌倉末期の三石保は関東御家人伊東氏の所領となっていたのである。

また、藤野保についても八塔寺文書につきの史料がある。<sup>(註35)</sup>

#### 史料四 六波羅下知状写

備前国藤野保地頭代左衛門尉清信与美作国八塔寺衆徒等相論、住僧等押領当保内一事、

右訴陳之趣、枝葉雖多、所詮清信、則八塔寺者被建立播磨・美作・備前三箇国辻以来、自三州之峯於四方一里材木者、為修理被寄進当寺、被打懸札、又有右大将家御寄進之旨、寺僧等構申之間、可出彼状之由、度々雖相触、寺僧等不承引、

(中略)

仍次訴陳状、難被是非之間、仰渋谷三郎入道定願・松田三郎太郎盛経等、莅彼所、尋究淵底、可令注進絵図並申詞記之旨、被成下御教書一畢、爰如定願去八月十三日注進状者、備前国藤野保地頭代清信申、美作国八塔寺衆徒等押領当保一由事、任被下仰之旨、今月二日罷莅所也、刺松田三郎太郎所勞之由申之、子息太郎罷出候之間、為尋承子細一候、訴論人共催促仕候之処、衆徒等者雖出対候、藤野保地頭不叙用一候、就中如当保地頭八月四日状者、彼論所、云水落一、云江見道打札在所一、尤先可檢見之由申之間、如下被仰下候御教書上者、備前国藤野保地頭与八塔寺衆徒等相論事候而、江見道打札在所者美作国江見庄也、当地頭雜賀民部入道候、

(中略)

如<sup>二</sup>盛経同九月六日注進状<sup>一</sup>者、備前国藤野保地頭肥後六郎義綱与美作国八塔寺衆徒等塚相論事、任<sup>二</sup>去五月十二日御教書之旨<sup>一</sup>、合御使渋谷三郎入道定願相共、莅<sup>二</sup>彼論所<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>注<sup>二</sup>進絵図並両方詞<sup>一</sup>候之処、先自<sup>二</sup>水落並江見<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>檢見<sup>二</sup>之由、地頭義綱令<sup>レ</sup>申候之間、就<sup>二</sup>御教書旨<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>莅<sup>二</sup>彼論所<sup>一</sup>之由、被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>之上者、閣<sup>二</sup>彼所<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>檢<sup>二</sup>見他所<sup>一</sup>之条、違<sup>二</sup>御教書<sup>一</sup>、依<sup>二</sup>下<sup>一</sup>令<sup>二</sup>返答<sup>一</sup>候上、不<sup>二</sup>出对<sup>一</sup>候之間、不<sup>レ</sup>遂<sup>二</sup>其節<sup>一</sup>候、且義綱書状如<sup>レ</sup>此候、又盛経所勞之間、差<sup>二</sup>遣子息太郎三郎朝経<sup>一</sup>候云、

(中略)

嘉元二年九月廿日

(金沢貞顯)  
越後守平朝臣 御判  
(常業時範)  
遠江守平朝臣 御判

この史料は嘉元二年(一一三〇四)のもので、藤野保地頭と八塔寺との、寺中四方一里内の支配をめぐる相論に対して、六波羅探題が八塔寺の主張を認めて裁許したものである。後段の傍線部から、藤野保地頭として、「肥後六郎義綱」が確認できる。さらに、やや後年の史料であるが、頓宮肥後弥三郎入道道意の後家覚円が、藤野保三分一内田畠山林をめぐって八塔寺と争った相論の裁許状である康永四年(一一三四五)九月二七日の足利直義下知状<sup>(註37)</sup>写<sup>(註38)</sup>では、「当保三分一内半分地頭職者、得<sup>二</sup>安富大蔵大夫長嗣法師之議<sup>一</sup>、賜<sup>二</sup>外題安堵<sup>一</sup>、覚円知行無<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>」とされており、藤野保三分一のうち半分は、安富大蔵大夫長嗣が地頭であったこともわかる。安富長嗣は、永仁・正和年間ごろに鎌倉の幕府奉行人を務めた吏僚である。<sup>(註37)</sup>

また、康永の足利直義下知状写には、史料三の相論の一方当事者となっている肥後六郎義綱も、「覚円祖父頓宮肥後六郎義綱」と記されている。この

ように、鎌倉後期の藤野保は、頓宮氏・安富氏といった関東御家人が地頭職を領有しており、かつ両者は姻戚関係にあったことがわかるのである。頓宮氏についても苅米氏の研究があり、近江国を名字の地とする京武者出身の御家人であり、近隣の福岡荘内吉井村にも所領を持つ金沢北条氏被官であったことが明らかにされている。<sup>(註39)</sup>したがって、福岡荘も関東系所領となる。

さらに藤野保の西に隣接する日笠保は、本所は朝廷の官務小槻氏に与えられた便補保であったが、地頭職は佐介北条氏が保持していた。<sup>(註40)</sup>また、和気郡からみて吉井川の対岸にあたる磐梨郡の佐伯荘は、平家没官領のうちの平頼盛領で、鎌倉中期に頼盛の子孫から久我家へ相続される際、幕府がこれを追認していることが明らかにされている。<sup>(註41)</sup>これも広義の関東御領の一例といえる。このほか、佐伯荘南方にある可真郷は、相模出身御家人松田氏の本拠とも推察されている。<sup>(註42)</sup>このように、備前東部の和気郡周辺には、関東御領新田荘を中核としつつ、関東御家人が地頭職を知行する所領などが面的に広がっていた。播磨西端の佐用荘や竹万荘とつながれてみると、播磨・備前国境周辺の山陽道沿いはほぼ全面的に関東系所領地帯となっていたとみられるのである。

#### 四 東美作の関東系所領

続いて、美作国東部についてもみていこう。まず、南側で播磨と国境を接する吉野郡には、鎌倉時代に足利氏が保持した所領が少なくとも二つあった。一つは讚甘荘(美作市)で、鎌倉中期以後室町期まで足利氏領であったことが確認できる。<sup>(註43)</sup>また、讚甘荘の北に隣接する大原保(美作市)は、嘉禎四年(一二三三)に足利義氏が地頭職を高野山金剛三昧院へ寄進しているが、この後弘安年間に荘務権をめぐって足利氏と金剛三昧院が幕府で訴訟を繰り広

げている。<sup>(註44)</sup> 金剛三昧院は頼朝・実朝の菩提寺である。また、室町期の大原保には大原氏がおり、大原保は承久没官領であったとの所伝を伝えていた。<sup>(註45)</sup>

このほか、『吾妻鏡』元仁元年（一二二四）九月九日条には、足利義氏が「美作国新野保以下数箇所」を新恩として与えられたとあり、讃甘荘もこのころ足利氏に与えられた所領とみてよいであろう。新野保（津山市）は勝北郡所在である。時期からみておそらくこれらも承久没官領であった可能性が高い。

また、東側で播磨と接する英田郡（全域が美作市）には、江見荘があった。これは延慶本『平家物語』<sup>(註46)</sup>などで、生田森・一ノ谷合戦の平家方として「江見入道」や「江見太郎清平」がみえることから、平家没官領ないし謀叛人跡となった可能性がある所領である。ただし、生田森・一ノ谷合戦があった寿永三年（一一八四）には、後白河院より京都粟田宮に寄進されている。<sup>(註47)</sup>これは本家の地位の寄進とみられ、平家没官領などとなった可能性があるのは預所職以下の所職となる。鎌倉後期の段階では、前掲史料四前段の傍線部に、「美作国江見庄也、当地頭雑賀民部入道候」とあり、嘉元二年（一一三〇四）の地頭が雑賀民部入道であったことがわかる。雑賀氏は京下りの文士系御家人であった三善康信の子孫で、民部入道自身は六波羅奉行人の一族として京都での活動が知られる人物である。<sup>(註48)</sup>

江見荘の西には英田保（榎原保）・林野保が続く。これらは播磨西部から続く山崎断層帯の谷間を中心に展開する所領で、古代の美作官道以来、播磨から美作を経て伯耆（鳥取県西部）へと抜ける東西方向の幹線交通路上に所在する。また林野保は、東西方向の幹線陸路に対して、東北から南へと流れる吉野川・梶並川が交わる地点である。保内には美作倉敷と呼ばれた物流の拠点形成され、吉野川から吉井川へと続く川筋に沿った南北交通路の拠点ともなっていた。

この英田保・林野保の二つの所領は、平家滅亡後、播磨・美作の守護となつ

た梶原景時が濫妨したとして訴えられた所領の中の一つで、やはり平家没官領などであった可能性がある。英田保については、つぎの史料がある。<sup>(註49)</sup>

#### 史料五 足利直義裁許状

尊勝寺法華堂領美作国英多保河北雑掌良成申年貢事

右、地頭安東千代一丸、康永元年分二拾八貫文、对捍之由依「訴申」、為「門真彈正忠入道寂真奉行」、度々雖「尋下」、無音之刻、被「渡」資連之間、去年五月十八日重加「催促」訖、如「守護人」佐々木美作前司秀貞執進代官高泰九月廿日請文「者」、任「被」仰下之旨、雖「相」触「千代一丸」、不「能」散状云々、起請之詞略之、以「難」洩之篇、可「預」裁許之旨、雜掌所「申」有「其」謂「然則於」彼年貢者、任「負」數可「弁」償之状、下知如「件」、

康永四年四月廿七日

左兵衛督源朝臣（花押）  
<sup>(足利直義)</sup>

この史料は南北朝期のものではあるが、英田保の地頭として安東氏がみえる。安東氏は、後に触れる安東蓮聖などがよく知られているように、得宗被官の名字である。

また、林野保については、建武元年（一一三三）の時点で、保内の平野村内田一町を渋谷氏の女性が保持していた。<sup>(註50)</sup> ついで、つぎの史料もみておきたい。

#### 史料六 六波羅御教書

□□国林野保一分地頭江見新□□信茂申出家暇事、年齢□□有余之上、所勞危急云々、□□齒「一」、云「病」体「一」、加「檢」見「一」、載「起」詞「一」、可「被」注申「一」也、仍執達如「件」、

元亨二年三月九日

(常葉範良)  
左近將監(花押)  
(大仏維良)  
陸奥守(花押)

安東二郎兵衛入道殿

渋谷平六殿

この文書は、元亨二年(一二三二)に六波羅探題が林野保一分地頭江見信茂の出家を許可したものである。江見氏は平安末期の「江見入道」の末裔の可能性が考えられ、江見氏が地頭御家人となっていたことがわかる。<sup>(註53)</sup> また、この件を伝えた六波羅の両使は安東二郎兵衛入道と渋谷平六(重氏カ)の二名であった。渋谷氏は相模国出身の御家人で、このころ河会郷の地頭を一族で分有していた。こうした渋谷氏と並んで安東氏が六波羅の両使となっている点からみて、康永四年の史料五で確認できた安東氏による英多保知行は、所職の具体名については不明確ながら、鎌倉後期まで遡るものと判断してよいであろう。この史料も、英田郡における関東系勢力の展開を示す史料といえるのである。

渋谷氏が地頭職を保持していた河会郷は、林野保の南、備前国境付近の吉備高原の谷間にある所領である。薩摩入来院文書から、渋谷氏の地頭職保持は寛元三年(一二四五)以降の史料で確認できる。<sup>(註54)</sup> さらに河会郷の東、江見荘の南東にあたる播備作国境の高原上に所在するのが八塔寺である。先にみたように八塔寺は周辺一里四方の範囲を寺領としていたが、ここにも梶原景時の制札写しが伝えられていた。所蔵文書から鎌倉期には関東祈願寺となっていたこともわかる。<sup>(註55)</sup> 周囲をほぼ完全に関東系所領に囲まれた寺院であり、八塔寺自体も、関東系勢力の影響力が強い寺院とみておきたい。

先に竹万荘についてみた『峯相記』の伝承では、安達泰盛の不孝の子息が霜月騒動にあたって八塔寺に逃げ込んだとされている。また、前掲史料三、

四などの一連の八塔寺文書は、鎌倉後期から南北朝期にかけて周辺の地頭御家人層からしばしば寺領への妨害行為を受けながら、その都度六波羅などでの訴訟では八塔寺が勝訴していたことを示している。これらのことも、八塔寺が関東系勢力との何らかの人脈を持っていたことを示唆しているよう。

ついで英田保から北へ進み勝北郡に入ると、小吉野荘がある。この荘園は那岐山麓高原地帯の比較的広い範囲を荘域とする荘園で、現在の美作市北西部の真加部付近から勝央町東部の豊久田周辺、奈義町南部の中島東・同西付近を荘域とする。この荘園をめぐることは、某女性と加藤景経とのきょうだいが、亡父西阿の遺領相続をめぐる争っていたことを示す史料がある。断簡でありやや長文でもあるので、必要部分のみを引用する。なお、年代は文永年間ごろに比定されている。<sup>(註56)</sup>

### 史料七 某氏女重陳状

(卷八中紙背)

□□氏重陳申

□早被<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>止加藤左衛門尉景経非抛濫訴<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>先御下知<sub>一</sub>、蒙<sub>二</sub>御成敗<sub>一</sub>亡父西阿遺領事、

□□先進<sub>二</sub>両度訴状<sub>一</sub>、毎度委細弁申畢、二問<sub>二</sub>答<sub>一</sub>已被<sub>レ</sub>□□、一事一言不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>貽<sub>二</sub>旨趣<sub>一</sub>、仍如<sub>二</sub>今景経重状<sub>一</sub>者、更無□□、亦以同前也、

(中略)

(卷九紙背)

□□小吉野庄者、祖母和泉尼所領也、未<sub>レ</sub>讓<sub>二</sub>子息西阿<sub>一</sub>之□、書<sub>二</sub>入景経讓状<sub>一</sub>之条、非<sub>二</sub>西阿所存<sub>一</sub>云々、取<sub>レ</sub>詮、

此条、非<sub>二</sub>氏女秘計<sub>一</sub>、偏西阿所行也、但於<sub>二</sub>彼心中存念<sub>一</sub>者、雖<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>短慮之所知<sub>一</sub>、倩案<sub>レ</sub>之、母堂所領可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>西阿伝領<sub>一</sub>之条、依<sub>レ</sub>

無<sup>二</sup>異儀<sup>一</sup>、為<sup>レ</sup>固<sup>二</sup>未來相伝<sup>一</sup>、書<sup>二</sup>入之<sup>一</sup>  
(以下略)

加藤景経は伊豆国を本貫とする御家人で、建長四年(一二五二)の幕府御格子番を勤める御家人の名簿にその名がみえるなど、『吾妻鏡』で文永年間まで將軍に近侍する姿を断続的に確認できる人物である。

この相論は景経が、氏女の亡父西阿遺領相続が不当であると訴えたもので、この史料は景経の重訴状を引用しながら逐一反駁を加える氏女側の重陳状となる。史料中には行頭を一段上げて景経側の主張要旨が引用されているが、この中で傍線を付した箇所、小吉野荘は景経の祖母和泉尼の所領であったと述べている点は注目してよいであろう。景経は、和泉尼から子息である西阿を飛ばして景経へ相続されたものと主張している。これに対しても氏女側は反論しているが、ただし祖母和泉尼の所領であったこと自体は否定していない。この相論当事者の二代前の段階で、小吉野荘が関東御家人の家の女性が何らかの所職を知行する所領となっていたことがうかがえる。

こうした御家人加藤氏が知行していた所職は地頭職レベルかと推察されるが、これとは別に領家職レベルの所職に関する史料も残されている。貞和三年(一三四七)に、「下生」なる人物が、鎌倉の円覚寺正統院に小吉野荘内真壁村(美作市真加部)の領家得分の一部を、自らの追善供養料として寄進した文書である。

## 史料八 僧下生寄進状 円覚寺文書

奉<sup>レ</sup>寄 正統院

美作国小吉野庄真壁村領家得分内拾貫文事

右、当村領家識者、下生相伝無<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>地也、仍彼得分内拾貫文者 鎌倉定、

下生一期之後、為<sup>二</sup>追善料足<sup>一</sup>、所<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>寄<sup>二</sup>進正統院<sup>一</sup>也、於<sup>二</sup>当村領家職惣分<sup>一</sup>者、資寿院内 真休 可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>領掌<sup>一</sup>間、毎年無<sup>二</sup>不法之儀<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>之旨、所<sup>レ</sup>書<sup>二</sup>置<sup>レ</sup>于寄進状<sup>一</sup>也、更々不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>懈怠<sup>一</sup>、仍為<sup>二</sup>後証<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>寄之状、如<sup>レ</sup>件、

貞和參年八月十五日 下生(花押)

この文書では、下生は小吉野荘内真壁村の領家職を相伝していたと述べており、この得分のうち十貫文を円覚寺正統院へ寄進している。また、同村の領家職の全体は京都の資寿院内真休庵が領掌するとしている。この下生は、最後の幕府執権北条高時の弟であった。こうした人物の真壁村領家職知行が南北朝期に入ってからのはじまったものとはまず考えられず、鎌倉末期に遡ることは確実であろう。また、円覚寺はいうまでもなく得宗北条時宗建立の寺院であり、正統院は建立当初から建武二年(一三三五)までは建長寺にあつた渡来僧無学祖元の塔所である。この史料には、小吉野荘内の領家職の一部を、得宗の親族が知行していたことが端的に示されている。下生が相伝する前、鎌倉後期の段階では、真壁村の領家職については、得宗家ないし幕府が処分権を保持していたことはほぼ明らかであろう。

なお、資寿院は、安達泰盛の娘で金沢北条頭時の妻であつた無着が創建した寺院であつた。資寿院は南北朝期には夢窓疎石の管理下にあり、この後しばらくすると相国寺の塔頭となつていく。無着が生んだ金沢頭時の娘は足利貞氏に嫁いでおり、彼女(釈迦堂殿)は尊氏・直義兄弟の義母となつた。この点で、資寿院は足利將軍とも縁のつながる寺院となつていた。真壁村領家職惣分の下生から資寿院への継承には、かつての北条氏領が女性の縁を通して室町幕府体制へと回収されていく姿が示されており興味深い。

このほか、荘域比定地内の勝央町豊久田には、「鎌倉屋敷」と呼ばれる居

館跡があり、二階堂氏の家臣が居住していたと伝えられている<sup>(註1)</sup>。二階堂氏は文士系御家人一族として知られる名字であり、これも鎌倉とのつながりを示唆している。

さらに、小吉野荘付近には、菅家党と呼ばれる菅原姓の武士団が展開していた<sup>(註2)</sup>。彼らの先祖の一人と考えられているのが、延慶本『平家物語』<sup>(註3)</sup>に江見入道と並んで平家方としてみえる「豊田権守」である。豊田との名字は、小吉野荘の北に隣接する豊田荘に由来すると考えられ、この付近は平家没官領などになっていた可能性が高い。また、室町期の史料には小吉野荘が將軍御料所であると明示するものが散見する<sup>(註4)</sup>。これも関東系所領が没官され、建武政権崩壊後に足利氏領になったとみると素直に理解できる。

このように、鎌倉期の小吉野荘関連史料には、関東系勢力の所職保持を示す徴証が濃厚に存在する。とくに得宗家の庶子による領家職知行が確認できる点は重要であろう。先にみた播磨佐用荘・備前新田荘と同様の様相がうかがえるのである。得宗領など北条一門領と狭義の関東御領との厳密な弁別は困難といわざるを得ないが、狭義の関東御領の所職が得宗に与えられるに至った事例も多かったのではないか。

また、鎌倉中期の女性と加藤氏との相論は、荘内の何らかの所職が、女性を含めた御家人層に分与されていた状況を反映したものと考えられる。加藤景経の祖母和泉尼が小吉野荘を知行していた時期は、景経の『吾妻鏡』所見年代が建長二年（一二五〇）から文永二年（一二六五）の間である<sup>(註5)</sup>ことからみて、おおよそ承久の乱前後のころかと推察される。こうした時期のことであることと、景経が將軍に近侍する御家人であったことをあわせてみると、和泉尼の小吉野荘知行は將軍からの給付とみるのが自然であろう。この点からみても、小吉野荘は狭義の関東御領であった可能性が高いと考えられるのである。

このほか西方の勝南郡には富田荘があり、嘉禎四年（一二三八）に北条泰時が京都の真如堂へ荘内藤田里地頭職を寄進している<sup>(註6)</sup>。鎌倉前期に一旦は関東御領ないし得宗家の所領となっていたことがうかがえよう。さらにいえば、美作国自体が鎌倉中期には得宗家自身が守護となっており、その後鎌倉末期まで北条氏一門が守護を歴任していたとみられている<sup>(註7)</sup>。播磨同様の事例であり、一国全体にわたって、上位権限の面では北条氏勢力の強い影響下に置かれていたことが想定される。

## 五 関東系所領と在来勢力

以上、佐用荘とその周辺の関東系所領地帯を概観してみた。佐用荘を中心に据えてみると、播磨西部の宍粟・揖西・佐用・赤穂の四郡、備前東部の和気郡、美作東部の吉野・英田・勝北の三郡には、関東系の所領が多数存在していたことがわかる。狭義の関東御領と断定できる所領はさほど多くないが、佐用荘・新田荘・小吉野荘など、規模が大きく、周辺地域の中核となるような荘園は、鎌倉後期にはいずれも北条一門が所職を知行しており、狭義の関東御領と認めてよいであろう。そのほか地頭職を東国出身御家人が保持している所領をも加えると、播磨佐用・備前和気・美作英田の三郡など、ひとつの郡の大部分が関東系所領となっていた郡もみられる。総じて、鎌倉後期における播磨作国境周辺のかなり広大な領域は、鎌倉幕府方の勢力が圧倒的存在感を持って地域を上から押しえていたと理解できよう。

ただし、これらの所領については、広大な面積を占めるものの、所職を持つ正員は所領現地には不在であったものかなりの比重を占めるとみられる点にも注意しておきたい。西播磨についてあらためてみると、佐用荘太田方については六波羅探題が正員であり、給主となっていた小串範行も探題筆頭

被官として在京していた。竹万荘については、大多和三浦氏は六波羅の両使となっており、在京活動をしつつ所領現地での活動にも一定の軸足を置いていた可能性がある。しかし、安達氏や金沢北条氏は明らかに在鎌倉である。鎌倉期の在地領主層の都市領主的側面はつとに指摘されてきたところであるが、<sup>(註88)</sup>現地と京都・鎌倉を往来する地頭級領主だけではなく、より在京・在鎌倉性が強い幕府・六波羅の吏僚層や北条一門が多く見られる点に留意しておきたい。

ついで備前について、まず藤野保の頓宮氏をみておこう。同氏については、芥米氏の詳論によって、新日吉社小五月会の流鏑馬を勤仕していることや、鎌倉後期には六波羅南方となった金沢北条氏の被官としての活動が確認できること、またこのころ幕府や鎮西探題の奉行人としても所見することが明らかにされている。その一方で、藤野保をめぐる八塔寺との相論や、福岡荘吉井村の年貢抑留などをめぐる東寺との相論など、当主や一族の現地での活動も<sup>(註89)</sup>うかがえる。とくに前掲史料四の八塔寺との相論では、地頭正員の義綱は現地で両使の松田・渋谷両氏と応対しているようにも読める。頓宮氏は、在京活動に重心を置きつつ、現地でも活動していた存在とみられるのである。

また、新田荘は得宗被官が地頭職などを知行する所領であった。新田荘の藤原氏も頓宮氏同様現地にも軸足を置く存在とみられる。可真郷の松田氏も同様であろう。しかしその一方、藤野保三分之一地頭で幕府奉行人の安富氏や、日笠保地頭の佐介北条氏は在鎌倉が基本とみられる。こうした正員不在の所領には、庶子や被官などが代官として派遣されていたのであろう。なお、三石保地頭の伊東氏についても、正員は在鎌倉で、円心に与同した大和九郎宣祐は代官であった可能性を考えてもよいのではないかと。

美作についても、地頭級のうち両使などとして所見する河合郷の渋谷氏、英田保の安東氏、林野保の江見氏などは、頓宮氏のように京都・現地の双方

に軸足を置いていたことが想定できる。しかし、讚甘荘の足利氏は明らかに在鎌倉、小吉野荘の加藤氏も景経のころは將軍に近侍しており在鎌倉である。江見荘の雜賀氏は六波羅奉行人であった。このように、関東系勢力が知行する所職は、正員は現地不在が基調となるものが多いと想定できるのである。さて、ここまで佐用荘とその周辺地域、すなわち西播・東備・東作における関東系所領の広範な展開を明らかにしてきた。こうした状況下で、赤松氏ら宇野一族などの在来系勢力はどのような位置に置かれていたのであろうか。以下では、この地域の在来系勢力のあり方について若干検討しておきたい。

この点に関して直接の手がかりを与えてくれる史料は、伊藤邦彦氏によって分析された興福寺福智院家文書である。<sup>(註90)</sup>

嘉暦二年（一三二七）、姫路近郊の印南郡福泊（姫路市）において代官職をめぐる相論が発生していた。福泊は、『峯相記』が得宗被官安東蓮聖による乾元元年（一三〇二）の築港開発を伝えている港津である。蓮聖の開発以後、福泊の港の経営は幕府が六波羅探題を通して代官を任命し、入港する船舶からの修築料の徴収と港の修築を担わせていた。さらに実際の開発や代官請負は多くの場合律僧が担っていた。幕府方勢力がパトロンとなり、律宗僧が地域の交通関連施設の開発や運営の実際を担うとのあり方であり、律宗の宗教活動と結びついた鎌倉後期の幕府による交通路支配の典型例の一つといえる。<sup>(註91)</sup>

しかし、この時は任命された代官が兵庫津との間で修築料をめぐる相論を引き起こしており、幕府の判断を受けた六波羅は代官を解任することとした。分析されてきた史料はこの解任の手続きを示すものである。

## 史料九一 六波羅施行状案<sup>(註七)</sup>

播磨国福泊嶋修築料升米事、良基令<sup>二</sup>向背<sup>一</sup>之間、改<sup>二</sup>易代官<sup>一</sup>、律明上人可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>之由、御教書并訴状・具書如<sup>レ</sup>此、早任<sup>下</sup>被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>之旨<sup>上</sup>、可<sup>レ</sup>存<sup>二</sup>知其旨<sup>一</sup>由、可<sup>レ</sup>令<sup>下</sup>知代官<sup>一</sup>之状如<sup>レ</sup>件、  
(一三二七)  
(常葉範貞)  
嘉曆二年八月廿七日 御判  
(貞雄)  
小串四郎兵衛尉殿

## 史料九二 播磨守護代小串貞雄遵行状案<sup>(註七)</sup>

播磨国福泊嶋築料升米事、御教書并御施行・訴状・具書如<sup>レ</sup>此、任<sup>下</sup>被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>之旨<sup>上</sup>、嚴密致<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>、且可<sup>レ</sup>注<sup>二</sup>進子細<sup>一</sup>之状如<sup>レ</sup>件、  
(小串)  
貞雄判  
嘉曆二年九月四日  
上月四郎左衛門尉殿

一通目は六波羅施行状案で、幕府の命令を受けた六波羅探題北方の常葉範貞が、守護代の小串貞雄に対して、代官の良基を解任し、律明上人に権限を引き渡すように命じている。二通目はこれを受けた守護代小串貞雄の遵行状案で、上月四郎左衛門尉に対してこの命令の現地での執行を命じている。

ここで注目されてきたのが上月四郎左衛門尉である。「上月」という名字が宇野一族の名字であるためである。現在でも佐用町の合併前の旧町名・地区名に上月があり、この付近が上月氏の名字の地となる。赤松円心の倒幕拳兵はこの史料から五年半ほど後のことである。これ以後の赤松氏の戦いに上月氏が従軍していたことは『太平記』をはじめとする各種史料に明らかである。<sup>(註七)</sup>

さて、この史料の上月四郎左衛門尉は、守護代小串の命令を執行する役割を担っており、小串の被官として幕府・六波羅からの命令執行の末端を担う

立場の存在であったと判断できる。この上月氏の立場は、守護代小串貞雄が在京であった可能性が高いため、あるいは播磨全体の守護又代官と捉えうる余地もある。こうみると上月氏は北条氏の播磨支配においてかなりの地位を占めていたことになるが、この点はなお検討が必要であろう。ひとまずは、この案件の執行担当として指名された守護使とみておきたい。

いずれにせよ、この史料は、宇野一族の上月氏が、鎌倉末期の播磨において、六波羅兼播磨守護の命令執行系統の末端に位置する立場についていたことを示している。この上月氏の立場は、六波羅探題（＝播磨守護）の被官である小串氏（＝守護代）のさらにその被官という立場になる。宇野一門である上月氏は鎌倉末期の北条氏が支配する播磨において、被官の被官という位置に置かれていたことになる。あくまで一例にすぎないとはいえ、これはそのほかの宇野一門が置かれていた立場をも類推させる事例といえよう。

ただし同時に、六波羅兼任国であるが故に、播磨は守護・守護代ともに在京という体制にあったことにもやはり注意しておきたい。そのような体制下で、上月氏は現地で実務を担う位置にいた。そのほかにも小串の被官となっていた関東系の存在が同様の活動を行っていた可能性も十分にあるが、そうした人々とならんで、在来系の上月氏が地域においては相応の存在感と役割を持つ地位についていたことも重視しておきたい。

さて、守護・守護代の在京という状況は、先にみた所職保持者正員の現地不在傾向の強さとも共通する現象といえる。鎌倉末期のこの地域においては、地域を支配する上位の所職の知行自体については、関東系の勢力が圧倒的な存在感をみせているものの、現地には不在のものが多く、地域支配の実際は彼らの一族・被官層や在来系勢力が担う部分が多分に存在したと考えられるのである。こうした状況を、赤松円心拳兵の拳兵を生み出す前提となった状況と捉えておきたい。

## おわりに

鎌倉後期において、播磨・備前・美作三国の国境地帯周辺においては、それぞれの所領における上位の所職については、幕府方の勢力が圧倒的存在感をもっていた。幕府方勢力はこの地域を上から押さえたいといつてよい。そして佐用荘は、こうした関東系所領地帯の中心部に位置するとともに、面積的にもほかと隔絶した広がりを持ち、さらには少なくともその一部分は六波羅探題が直接支配する所領となっていた。こうした状況の中で、在来系の勢力は、上月氏の事例にみられるように、六波羅の被官のもとで現地支配の実務執行を担う位置に置かれていたのである。なお、本稿における関東系所領の検出は、史料上で比較的明瞭な徴証が得られるものに限った。このほかにも実際は関東系と評価しうる所領があった可能性は高い。

こうした鎌倉後期における関東系勢力の広がりには、石造物の面からもうか



岡山市東区吉井 石造宝塔  
(岡山県指定文化財)



加西市坂本町 一乗寺石造宝塔  
(兵庫県指定文化財)



加古川市加古川町大野 常楽寺石造宝塔  
(兵庫県指定文化財)

がうことができる。すでに備前国福岡荘吉井村の宝塔について、苅米氏によって北条氏勢力と結びついた律宗系石工の作品と推定されている。<sup>(註15)</sup> さきに竹万荘でもみた石造宝塔もこれと類似した制作背景を持つ作例と考えてよいであろう。

さらに播磨についてみると、このほかにも二例ほど竹万荘のものと同類する宝塔がある。賀古郡北条郷内の常楽寺(加古川市)と、法華山一乗寺(加西市)に残る宝塔である。これら四例は、いずれも鎌倉後期にあたる一三世紀末から一四世紀前半の作例となる。このうち常楽寺の宝塔は正和四年(一三一五)銘のもので、金子哲氏によって近隣の同時期の石塔類とともに、「東播磨正和石塔群」として注目されているもの一つである。金子氏は、当地出身の文観が律宗諸勢力や大覚寺統と連携して造立を推進したとみている。<sup>(註16)</sup>

これらの宝塔伝存地のうち、福岡荘・竹万荘はいずれも関東御領もしくは関東の強い影響力がうかがえる所領である。また、賀古郡北条郷は関東御領五箇荘の内とみられ、<sup>(註17)</sup>法華山一乗寺も関東の影響力が強い所領であった印南荘の縁辺部とみられている。<sup>(註18)</sup>これらの荘園は、都と博多を結ぶ最重要陸路の山陽道が荘内ないし近傍を通過する所領でもあった。さらに、法華山一乗寺は当時西大寺流律宗の拠点の一つとなっており、弘安八年(一二八五)には叡尊も訪れていた。<sup>(註19)</sup>播磨から備前にかけて残る四基の宝塔は、こうした関東系所領の展開と、幕府による交通・流通支配と結びついた律宗系石工の活動の双方を示すものといえよう。

正慶二／元弘三年(一一三三)二月、赤松円心は佐用荘赤松村に苔縄城を構えて挙兵した。『太平記』の叙述<sup>(註20)</sup>では、彼の軍勢は、佐用荘とその周辺に盤踞した宇野一族を中核としつつ、美作の菅家党が多数加わり、さらに播磨坂越の飽間氏、備前福岡の頓官氏などこの地域に所領を保持していた関東系地頭御家人の姿も散見するといった構成で描かれている。

赤松氏の先祖宇野氏については、近年依藤保氏による新史料紹介があり、鎌倉初期において幕府の国御家人の一角を占めていた勢力であったことが明確に示された。<sup>(註21)</sup>この結果、宇野一族が平安末期以来佐用郡周辺に盤踞していた在来系勢力であることがほぼ確実となっている。また、菅家党は本稿で関東系所領の分布を概観した美作東部の吉野・英田・勝北・勝南の各郡一帯に盤踞する一族で、その棟梁と目される有元氏の居城と伝えられてきた城跡が小吉野荘内に所在している。<sup>(註22)</sup>彼ら円心勢の中核となった勢力は、播備作国境周辺に広がる関東系所領地帯の中の在来系勢力だったのである。

こうした倒幕挙兵時の円心勢のあり方からみると、本稿でみた鎌倉後期における関東系所領の濃密な分布と、その所領支配の実質における正員の現地不在傾向は、円心が挙兵し、またこれに近隣地域の武士たちが広範に呼応し

た前提条件としてやはりなお検討に値するのではないか。

以上、本稿では基礎作業に終始したが、播備作国境地帯の関東系所領の検出作業を進めてみた。議論の大枠としてはいまだ寛氏や水野氏が提起していた視角を越えられてはいない。ただし、地域の具体例に即して関東系所領の広がりを明らかにしたことや、各荘園の所職知行者正員について現地不在傾向の強さを示したことなどは、今後への足がかりになればと考えている。

また、従来の関東御領研究では、関東系勢力による在来系勢力への圧迫の側面が強調される傾向にあったが、近年は両者の協動的な側面も重視されるようになり、幕府の政策基調も西国御家人の保護にあったと論じられている。<sup>(註23)</sup>六波羅による播磨支配下における上月氏の立場は、こうした側面の一事例と受け止めることもできる。しかし赤松氏はこのわずか五年半ほど後に挙兵することとなる。関東系勢力による地域や荘園支配における上位所職の知行が、西国在来の勢力にとつてどのような意味を持ち、またどのような問題を生んでいたのか、なお考えるべき点はあるのではないか。近年は、東国地頭による所領現地の地域秩序への関与の強弱によって、中世後期における存続か撤退かが決定づけられるとの議論が示されるようになっていく。<sup>(註24)</sup>こうした研究にも学びながら、今後も検討を進めてみたい。

#### 【註】

- (1) 「播磨国竹万荘と赤松円心の遺領配分」『中世後期播磨の国人と赤松氏』、清文堂出版、二〇二一年、初出は二〇一八年。
- (2) 「続・関東御領考」(石井進編『中世の人と政治』、吉川弘文館、一九八八年)
- (3) 『岡山県史』四 中世Ⅰ(一九八九年、同氏執筆分)。
- (4) 代表的なものとして、川合康『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)、高橋典幸『鎌倉幕府軍制と御家人制』(吉川弘文館、二〇〇八年)。

- (5) 石井進「関東御領研究ノート」『石井進著作集』四、岩波書店、二〇〇四年、初出は一九八一年)、同「関東御領覚え書」『石井進著作集』四、岩波書店、二〇〇四年、初出は一九八三年、寛雅博「関東御領考」『史学雑誌』九三―四、一九八四年、同註(2)前掲「続・関東御領考」、同「武家領」『講座日本荘園史』二、吉川弘文館、一九九一年、高橋一樹「重層的領有体系の成立と鎌倉幕府」『中世荘園制と鎌倉幕府』、塙書房、二〇〇四年)、清水亮『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』(校倉書房、二〇〇七年)、高橋典幸「肥前の武士と鎌倉幕府」(高橋慎一郎編『列島の鎌倉時代』高志書院、二〇一二年)、など。また、播磨に即して関東御領が北条氏領化していく過程を跡づけた、熊谷隆之「播磨守護領の形成過程」『ヒストリア』一八四、二〇〇三年)も参照。
- (6) 牧健二『日本封建制度成立史』(弘文堂書房、一九三五年)。
- (7) 寛註(2)前掲論文。
- (8) 角川日本地名大辞典二八『兵庫県』(一九八八年)、平凡社日本歴史地名大系二九―二『兵庫県の地名』(一九九九年)。
- (9) 『図書寮叢刊』九条家文書五(家領物体関係文書、一四九六)。
- (10) 年月日欠(鎌倉後期)九条忠家遺誠草案(『図書寮叢刊』九条家文書一「九条家代々讓狀・遺誠類」、一三)。
- (11) 『図書寮叢刊』九条家文書一(播磨国佐用・久留美・黒田・三方、五三四)。
- (12) 『図書寮叢刊』九条家文書五(家領関係補遺)、一五〇―一(四)。
- (13) 『大正新脩大藏経』圖像第十一卷(普及版、大蔵出版、一九八九年)。東京大学史料編纂所の青蓮院本写真帳にて校訂した。なお、割注部の、「土万、可被進之」は、青蓮院本が写本であることを考慮すると、あるいは「土万郷被進之」と読める可能性も考えられる。
- (14) 平雅行「鎌倉山門派の成立と展開」『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇、二〇〇〇年)。
- (15) 『岡山県古文書集』四、八塔寺文書(統篇)五。
- (16) 八塔寺とその周辺は、近世以降は備前国所屬となるが、戦国前期までの八塔寺文書は、いずれも「美作国八塔寺」と表記している。
- (17) 寛註(2)前掲論文、伊藤邦彦「鎌倉時代の小串氏」(『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【論考編】、岩田書院、二〇一〇年、初出は二〇〇〇年)。
- (18) なお、給主については寛氏の考察があり、関東御領や得宗領に顕著な所職であり、関東御領の中でも、預所や地頭が設置されている所領に比べて、幕府自身の権限がより強力な所領にみられることや、得宗領の給主は、しばしば交代している事例がみられることが指摘されている(寛註(2)前掲「続・関東御領考」、註(5)前掲「武家領」)。ここでは、交代がよくみられるという点に注目して、地頭職などと比較して、所職の相伝性が原則的には予定されない所職であり、代官的な所職と理解しておきたい。寛氏も注目するように、史料三本文後半の八塔寺側の主張引用部では、「太田方御代官」が寺中四方一里を押領していると訴えていた。この「御代官」は文脈上からみて、給主の小串範行のことを指すと理解してよいであろう。
- (19) 註(8)前掲書。および『講座日本荘園史』九(榎原雅治・三好基之執筆分、吉川弘文館、一九九九年)。このほか、美作については、渡邊大門「美作地域における奉公衆の研究」(『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、二〇一〇年、初出二〇〇九年)、同「美作国江見氏の基礎的研究」(『戦国期 浦上氏・宇喜多氏と地域権力』岩田書院、二〇一二年、初出二〇一〇年)も参照。また、全体に関連する主な自治体史をあげておく。西播磨については、『兵庫県史』二(一九七五年、高尾一彦執筆分)のほか、『姫路市史』二(二〇一八年、久野修義執筆分)、『揖保川町史』一(二〇〇五年、渡邊大門執筆分)、『相生市史』一(一九八四年、馬田綾子執筆分)、『上郡町史』一(二〇〇八年、三宅克広執筆分)など。東備前・東美作については、『岡山県史』四 中世Ⅰ(一九八九年、中野栄夫執筆分)のほか、『和気郡史』通史編中巻Ⅱ(二〇〇二年、加原耕作執筆分)、『大原町史』

通史編(二〇〇八年、田中修實執筆分)、『美作町史』通史編(二〇〇七年、三浦隆志執筆分)など。このほか個別に関連するものは適宜該当記述箇所にあげる。また、各自治体史の史料編も適宜参照したが、本稿での出典註記においては一般に閲覧しやすい史料集を優先した。

(20) 註(1) 前掲拙稿。

(21) 『兵庫県史』史料編中世四、寺社縁起類播磨国一。

(22) 東寺百合文書せ函(『鎌倉遺文』三〇―三二七六五)。

(23) また、史料の信憑性に検討の余地がある史料であるが、康永二年(一三三三)

八月日付け海老名景知文書紛失状(『兵庫県史』史料編中世三、海老名文書六一

(8))には、矢野荘下司職に関する文書の紛失を証明する署判人の一人に、「平

義重」がみえる。署名の脇には後世のものではあるが「大多和下野守」との押紙

が付けられている。根拠史料とするには弱い、「義」字を共通にする点には注

目しておきたい。

(24) 年月日欠金沢貞顕書状(大阪青山歴史文学博物館蔵、神奈川県立金沢文庫特別

展図録『よみがえる中世のアーカイブズ』、二〇二一年、出品番号一六)。なお、

この史料の存在については市沢哲氏の御教示を得た。

(25) 註(24) 前掲神奈川県立金沢文庫図録(貫井裕忠執筆分)。

(26) 正和四年(一一三五) 一月日南禅寺領播磨国矢野庄別名雑掌覚真申状案(東寺百合文書ヲ函、『鎌倉遺文』補遺二―補七六四)。

(27) 近年の研究としては、小川弘和氏「播磨国矢野荘海老名氏考―鎌倉末々南北朝

期を中心に―」(『地方史研究』二九四、二〇〇一年)などがある。

(28) けんこう(元亨もしくは元弘)二年三月二日中村宗広所領議状案(『兵庫県史』

史料編中世三、中村家文書四)。

(29) 元弘三年五月十日安積盛氏着到状(『兵庫県史』史料編中世三、安積文書二)。

および文和四年二月五日赤松則祐拳状(同文書九)。

(30) 註(26) 前掲史料。

(31) 元弘三年(一一三三) 七月一九日後醍醐天皇綸旨(由良文書、『鎌倉遺文』四二―三三三七〇)。なお、北条維貞は嘉暦二年(一一三二)没である。

(32) 苅米一志「備前安養寺における中世古文書」(吉備地方中世古文書集成(二)『備

前安養寺文書』就実大学吉備地方文化研究所、二〇一九年。このほか、註(19)

前掲『岡山県史』四(中野栄夫執筆分)も参照。

(33) 『三石町史』(一九五八年序、永山卯三郎執筆分)、註(19) 前掲『和気郡史』、

『吉永町史』通史編Ⅱ(二〇〇六年、加原耕作執筆分)による。

(34) このことについては、西園寺史雄「Henkipedia」の「伊東祐宗」項(<https://historyofjapan-henki.hateblo.jp/entry/2019/10/18/000000>)による。インター

ネット上の記述であるが、大和九郎宣祐の比定については正しいと考えるので引

用する。

(35) 『岡山県古文書集』四、八塔寺文書(続篇)四。

(36) 『岡山県古文書集』四、八塔寺文書(続篇)八。

(37) 佐藤進一「鎌倉幕府職員表復原の試み」(『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店一九九三年)。

(38) 苅米一志「備前頓宮氏についての基礎的考察」(『吉備地方文化研究』三一、二〇二一年)。また、福岡荘については、『長船町史』通史編(二〇〇一年、久野修義執筆分)も参照。

(39) 建武二年(一一三五) 八月二六日太政官符(『続左丞抄』二所引)。

(40) 『吉井町史』一(一九九五年、久野修義執筆分)。

(41) 榎原雅治「備前松田氏に関する基礎的考察」(『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年)。

(42) 永仁二年(一一九四) ころ足利氏所領奉行人交名(倉持文書、『鎌倉遺文』

二四―一八四四七)など。

(43) 嘉禎四年(一二三八)三月二日足利義氏寄進状案(高野山金剛三昧院文書、『鎌倉遺文』七一五二二〇)。

(44) 弘安二年(一二七九)一〇月二八日関東下知状案(金剛三昧院文書、『鎌倉遺文』一八一―三七五一)など。

(45) 嘉吉三年(一四四三)四月日大原貞光支状案(高野山金剛三昧院文書、『岡山県史』一九、編年史料一八〇二)。

(46) 『延慶本平家物語全注釈』第五本(巻九)「十五 平家一谷」構城墾事、「二十 源氏三草山并一谷追落事」(汲古書院、二〇一五年)。

(47) 渡邊註(19) 前掲「美作国江見氏の基礎的研究」。

(48) 森幸夫『六波羅探題の研究』(続群書類従完成会、二〇〇五年)。

(49) 『吾妻鏡』文治三年(一一八七)八月八日条所引、梶原景時陳状。

(50) 『岡山県古文書集』四、安東家文書一。

(51) 建武元年(一二三四)十月八日雑訴決断所牒(入来院岡元文書、『南北朝遺文』中国四国編一―七二)。および建武二年五月七日雑訴決断所牒案(入来院岡元文書、同書一―一三八)。

(52) 入来院文書(『鎌倉遺文』三六一―二七九七七)。

(53) このほか、渡邊註(19) 前掲「美作国江見氏の基礎的研究」には、江見氏が鎌倉後期に六波羅の使節を務めていた事例が二例あげられている。

(54) 寛元三年(一二四五)五月一日渋谷定心置文(入来院文書、『鎌倉遺文』九一六四八五)。

(55) 元暦元年(一一八五)六月日梶原景時奉書写(『岡山県古文書集』四、八塔寺文書(続篇)一)。

(56) 蓬左文庫所蔵金沢文庫本齊民要術巻八・九・十紙背文書(『鎌倉遺文』一五一―一六〇六)。なお、この史料については、金沢文庫本の会「名古屋市蓬左文庫蔵『齊民要術』紙背文書について」(『鎌倉遺文研究』四五、四六、二〇二〇年)

も参照。

(57) 『吾妻鏡』正嘉元年十二月廿九日条所引、幕府格子上下結番交名。

(58) 円覚寺文書(『南北朝遺文 関東編』三一―一七二三)。

(59) 平註(14) 前掲論文。平氏は、下生は若年のころは寛久と名乗る寺門系の鶴岡供僧であったが、父貞時の死没を機に通世し、禅僧となって下生と名乗りを変えたことなどを明らかにしている。

(60) 山家浩樹「無外如大の創建寺院」(『三浦古文化』五三、一九九三年)、同「無外如大と無着」(『金沢文庫研究』三〇一、一九九八年)。

(61) 『東作誌』勝北郡小吉野庄内豊久田村の項(『美作誌』前編 藤巻正之編、石原書店一九一二年)、「美作国の山城」編集委員会『美作国の山城』(第二五回国民文化祭津山市実行委員会、二〇二〇年)。

(62) 菅家党については、さしあたり『勝北町誌』(一九九一年)を参照。

(63) 註(46) 前掲書。

(64) 文明一七年(一四八五)九月一二日安東政藤注進状案(古文書、『大日本史料』八一―一七)など。

(65) 御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』(吉川弘文館、一九七一年)。

(66) 『真如堂縁起』中巻(真正極楽寺蔵、『続々日本絵巻大成五 清水寺縁起 真如堂縁起』中央公論社、一九九四)。

(67) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、一九七一年)、註(19) 前掲『岡山県史』四(中野栄夫執筆分)。

(68) 代表的な研究として、入間田宣夫「守護・地頭と領主制」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』三 中世一、一九八四年)、高橋修「中世前期の地域社会における領主と住民」(『中世武士団と地域社会』清文堂出版、二〇〇〇年、初出一九九一年)、高橋慎一郎『中世の都市と武士』(吉川弘文館、一九九六年)、秋山哲雄『北条氏権力と都市鎌倉』(吉川弘文館、二〇〇六年)など。

- (69) 苅米註(38) 前掲論文。
- (70) 伊藤註(17) 前掲論文。
- (71) 安東蓮聖の福泊開発については、さしあたり戸田芳実「播磨国福泊と安東蓮聖」『中世の神仏と古道』吉川弘文館、一九九五年、初出一九七五年)、太田順三『得宗被官』安東蓮聖再考「悪党と内乱」岩田書院、二〇〇五年)、『姫路市史』二(二〇一八年、久野修義執筆分)などを参照。
- (72) 史料纂集古文書編『福智院家文書』一一八三一(二)二箱四一(二)。
- (73) 史料纂集古文書編『福智院家文書』一一八三一(三)二箱四一(三)。
- (74) 『太平記』第八卷「摩耶戦の事」(兵藤裕己校注、『太平記』(一)、岩波書店〔岩波文庫〕、二〇一四年、以下『太平記』はこれによる)、および上月文書(『兵庫県史』史料編中世九)を参照。
- (75) 苅米註(38) 前掲論文。
- (76) 金子哲「東播磨における文観の活動」『鎌倉遺文研究』四四、二〇一九年)。
- (77) 常楽寺が所在する北条郷(加古川市加古川町大野・中津付近)については、金子註(76)前掲論文は賀古荘内とみている。金子氏はこの点については岡田功「加古郡・印南郡の荘園と五箇荘の範囲」(自費出版、一九九三年)を典拠としている。ただし、岡田説は五箇荘を賀古荘ほか五つの荘園の集合体とみる説に基づいて検討したものである。現在は五箇荘と賀古荘は別の荘園とみる説が一般化しており(熊谷註(5)前掲論文など)、この点は再検討が必要といえる。北条郷の周辺には、河原村(加古川市加古川町河原付近)や福富村(加古川市神野町福留付近)など五箇荘所属であることが明らかかな村名がある一方、賀古荘所属であることが明白である地域は南方の鶴林寺周辺となる。こうした状況からみて、北条郷は五箇荘所属とみる方が妥当と考えておきたい。なお、賀古荘も鎌倉期の地頭として武蔵出身御家人である越生氏が知られ、関東系所領と判断してよい(熊谷註(5)前掲論文参照)。
- (78) 金子註(76) 前掲論文。なお、印南荘が関東の影響力が強い所領であることについては、『高砂市史』一(二〇一一年、樋口健太郎執筆分)も参照。
- (79) 細川涼一訳注『感身学生記』一(東洋文庫六六四、平凡社、一九九九年)。
- (80) 『太平記』第六巻、第八巻を参照。
- (81) 依藤保「紀伊『辻文書』について」(宍粟市歴史資料館編『播磨国宍粟郡広瀬宇野氏の史料と研究』、二〇一四年)。
- なお、これ以後の依藤氏による宇野氏・赤松氏に関する論考にはつぎのものがある。「鎌倉期播磨国庁直指揮下の武士像」(中井均・城郭談話会編『文献・考古・縄張りから探る近畿の城郭』、戎光祥出版、二〇一九年)、「続 赤松円心私論」(『歴史と神戸』五八―六(三三七)、二〇一九年)、「赤松伝記『得平記』研究ノート」(姫路市立城郭研究室『城郭研究年報』三二、二〇二二年)、「赤松氏の遠祖・始祖伝承をめぐって」(『歴史と神戸』六二―六(三六一)、二〇二三年)。
- (82) 現在の奈義町中島東に有元城跡がある(註(61)前掲文献参照)。
- (83) 清水註(5) 前掲書など。
- (84) 清水亮「東国地頭支配の受容と排除」(田中大喜編『中世武家領主の世界』勉誠出版、二〇二二年)。